

## [事案 2022-166] 障害保険金支払等請求

・令和 5 年 4 月 28 日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しと障害保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和 3 年 10 月に前立腺がんと診断確定され、同年 12 月に 8 日間入院し、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術を受けたことから、同年 10 月に契約した組立型保険にもとづき障害保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、障害保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、障害保険金を支払ってほしい。もしくは、本契約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は医師であるが、告知日より過去 3 か月以内に第三者の医師の検査等は受けておらず、告知義務違反はない。
- (2) 保険会社は、解除原因を知ってから 1 か月経過後に解除通知をしたため、告知義務違反による解除をすることができない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知日より過去 3 か月以内に、申立人は自身のクリニックで血中 PSA 検査を受け、その結果が高値であったことから、知り合いの医師に相談し、MRI 検査の紹介状を作成してもらっていたことが告知されていない。
- (2) 当社は、解除理由を知ってから 1 か月以内に解除通知を行っている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。